

福利 高知

FUKURI KOCHI

Vol.139
令和7年4月25日発行

●contents

ようこそ!新しく公立学校共済組合の組合員となられたみなさまへ	2
組合員・被扶養者の届出について	3
令和7年4月1日より育児休業関係給付が一部変更及び追加されます	4
こんなとき、こんな給付があります～共済組合の短期給付～	5
年金制度等について(一般組合員のみ)	6
「ねんきん定期便」の送付について/「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類について	7
令和7年度人間ドック事業のご案内	8
令和7年度に実施する保健事業一覧	9
マイナ保険証利用による高額療養費制度の限度額適用について/ 交通事故などにあった場合はご連絡ください!	10
お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です	11
貸付事業のご案内	12
知っておきたい標準報酬制/公立学校共済組合令和7年度の掛金率等について	13
いきいき健康だより	14
【特集】メンタルヘルス事業のご案内	15 16 17 18
ベネフィット・ステーションをはじめよう	19
Hello! Doctor	20 21
令和7年度教職員互助会の給付事業について/ご請求はお済みですか?	22 23
高知県教職員互助会のご案内/互助会の会員資格等の取り扱いについて	24 25
退職互助部制度のご案内/定年年齢の引き上げに伴う退職互助部制度の変更について	26 27
高知支部で保有する個人情報の取扱いについて	28
ペンリレー/ここにサブリを	29
高知会館便り/歓送迎会や宴会・会議・講演会など	30 31
各月の送金日・締切日/各係の主な事業と問い合わせ先	32



『春の散歩道 in 高知工科大学』



編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

ご家庭のみなさんでご覧ください

<http://kokyogo.jp/>

公立学校共済高知支部

検索

(一財)高知県教職員互助会

検索

ようこそ!

新しく公立学校共済組合の
組合員となられたみなさまへ

公立学校共済組合のごあんない

「公立学校共済組合」をご存知ですか？

公立学校共済組合の事業はみなさまの生活に深く関わっていますので、
どんな組織でどんな事業を行っているのか、簡単にご紹介します。



公立学校共済組合は地方公務員共済組合の一つです

公立学校の教職員等として採用された皆様は、地方公務員の社会保険制度である地方公務員共済組合の一つである『公立学校共済組合』の組合員となります。

【共済組合の種類】

国家公務員⇒国家公務員共済組合

地方公務員
⇒地方公務員共済組合

私立学校の教職員
⇒日本私立学校振興・共済事業団

地方公務員共済組合は、職域などにより
次のように分かります。

- ・公立学校共済組合（公立学校教職員等）
- ・地方職員共済組合（県庁職員）
- ・警察共済組合（警察職員）
- ・市町村職員共済組合（市町村職員）

など

公立学校の教職員等とは？

- ・公立学校の教職員
- ・都道府県教育委員会の職員
- ・都道府県教育委員会が所管する
教育機関（県立の図書館等）
の職員 など

どこにあるの？

名 称：公立学校共済組合高知支部

所在地：高知市丸ノ内1丁目7-52 高知県教育委員会事務局教職員・福利課内

電話番号：088-821-4755（代）

どんな事業を行っているの？

公立学校共済組合は、組合員の皆様が負担する「掛金(保険料)」と、地方公共団体等の事業主が負担する「負担金」により次の3つの事業を行っています。

短期給付事業(医療保険)

民間会社の健康保険に相当する事業
です。病気・ケガ・出産・死亡・休業又
は災害に関する給付を行っています。

長期給付事業(年金給付等)

厚生年金、年金払い退職給付などを
決定、給付する事業を行っています。

福祉事業

保健事業(人間ドックなど)、貸付事業、
病院・宿泊施設の運営などを行って
います。

組合員の種別と適用される事業について

組合員は任用形態や勤務条件等により主に「一般組合員」と「短期組合員」の組合員種別に分けられ、それぞれ適用される事業が異なります。

一般組合員

主にフルタイムで勤務している常勤職員（臨時的任用職員は除く。）の方が該当します。共済組合が実施する全ての事業（短期給付事業・長期給付事業・福祉事業）が適用されます。

短期組合員

臨時的任用職員や会計年度任用職員等の短時間勤務の方等が該当します。共済組合が実施する事業のうち、短期給付事業及び福祉事業が適用（長期給付事業は適用されません。）され、長期給付は第1号厚生年金（日本年金機構）に加入します。

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813



組合員・被扶養者の届出について



毎年、年度替りには、組合員の異動や被扶養者の就職等により次の手続きが多く発生します。届出もれのないよう速やかに手続きをお願いします。
手続きは、必ず所属所を通して行ってください。

○組合員について

事 由	提 出 書 類
資格取得	・ 資格取得届関係の書類を提出期限までに提出してください。
氏名変更	・ 記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1 ・ 組合員証及び被扶養者がいる場合は被扶養者証 ・ 有効期限に到達していない資格確認書
住所変更	・ 記載事項等変更申告書（組合員）（様式第2-4号）※1

○被扶養者について

事 由	提 出 書 類
認 定	・ 被扶養者 <u>認定</u> （種別切替）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・ その他添付書類※2
取 消 （就職・収入超過等）	・ 被扶養者認定（種別切替）・ <u>取消</u> 申告書（様式第2-9号）※1 ・ 就職先の資格確認書の写しなどの取消事由及び取消日が確認できる書類 ・ 資格喪失証明書交付申請書（様式第2-8号）（ 収入超過による取消の場合 ）※1
種 別 切 替 （給与上の扶養手当の対象者でなくなった方（※）を引続き被扶養者として認定する場合）	・ 被扶養者認定（ <u>種別切替</u> ）・取消申告書（様式第2-9号）※1 ・ その他添付書類※2 ※【対象者の例】 ● 組合員が再任用職員等となり扶養手当の適用を受けなくなった被扶養者 ● 22歳の年度末を迎えた被扶養者 など
住 所 変 更	・ 記載事項等変更申告書（被扶養者）（様式第2-5号）※1

- ※1 公立学校共済組合高知支部ホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2 資格関係から印刷することができます。
- ※2 「福祉事務の手引」（公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格）をご覧ください。



被扶養者の認定・取消は次のことに気をつけてください!!

- 被扶養者認定は扶養の事実の生じた日から**30日以内**に届出してください。30日を過ぎて届出をすると、所属所の受付日からの認定となります。
- 被扶養者が遡って取消となった場合、取消日以降に共済組合が負担した医療費等は**返還**していただく場合があります。日頃から被扶養者の状況を把握して、取消の事実が生じた場合は**速やかに取消の手続き**を行ってください。

【組合員・被扶養者の届出についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

令和7年4月1日より 育児休業関係給付が一部変更及び追加されます

地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正に伴い、育児休業手当金の延長要件が、令和7年4月1日より厳格化されます。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、令和7年4月1日より、新たな手当金が追加されます。

●育児休業手当金延長要件の厳格化について

育児休業手当金の延長要件における、「育児休業等に係る子が1歳(または1歳6か月)に達した後の期間について保育の実施が当面行われない状況」に該当する場合、「速やかな職場復帰を図るために保育等の利用を希望していること」を確認することが明確化されました。

この変更に伴い、育児休業手当金延長請求時には請求書の他に、以下の添付書類が必要になりました。

《育児休業手当金(変更)請求書(様式第3-13号)に添付が必要な書類》

- ①育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書(様式第3-14号)(新)
 - ②市区町村に保育所等の利用(入所)申込をしたときの申込書の写し(新)
 - ③市区町村発行の保育が当面行われないことを示した通知の写し(以前から提出が必要)
- ※その他、保育所等への申込状況により必要な添付書類が追加される場合があります。

●育児休業支援手当金の追加

※令和7年4月1日以降に育児休業を開始した組合員に適用

組合員とその配偶者の両方が、一定期間内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)にそれぞれ14日以上の子育て休業を取得する場合に、育児休業手当金に上乗せするかたちで、28日間を限度に標準報酬日額の13%(上限あり)が給付されます。

●育児時短勤務手当金の追加

※令和7年4月1日以降に育児短時間勤務を開始した組合員に適用

組合員が、2歳未満の子を養育するために育児短時間勤務をしている場合に、短時間勤務によって減少する前の報酬を超えない範囲で、最大で減少する前の報酬の1割が給付されます。



【給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

こんなとき、こんな給付があります。

共済組合の短期給付

(請求期間は給付事由が生じた日から2年間です。)

◎法定給付の詳しい手続き等は「福祉事務の手引」をご覧ください。

給付の種類	給付の事由	給付額	備考
療養の給付 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき	【法定給付】 医療費総額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち原則1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	自動給付
入院時食事療養費・入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者から食事療養又は生活療養を受けたとき	【法定給付】 食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額(自己負担額)を控除した額	
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき	【法定給付】 保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100	
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	【法定給付】 指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族訪問看護療養費附加金) 自己負担額のうち原則1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分による限度額を超えたとき	【法定給付】 自己負担額から所得区分による自己負担限度額を控除した額(自己負担限度額は、年齢及び所得区分により設定されています。)	
高額介護合算療養費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき	【法定給付】 年間合計額が一定の限度額を超えた額(毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定)	請求による給付
療養費 家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用装具購入や輸血などを受けたとき	【法定給付】 法定額の70/100 70歳以上は80/100 (一定以上所得者は70/100) 義務教育就学前までの者は80/100 【附加給付】 (一部負担金払戻金・家族療養費附加金) 自己負担額のうち原則1ヶ月1医療機関ごとに、上位所得者(標準報酬月額530,000円以上)は50,000円、上位所得者以外の方は25,000円を控除した額(100円未満端数切捨)	
移家送送費	組合員又は被扶養者が、大きなケガや、病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき	【法定給付】 組合員：実費(法定基準) 被扶養者：実費(法定基準)	
出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき	【法定給付】 産科医療補償制度対象分娩の場合は500,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円) 【附加給付】 50,000円	
埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき	【法定給付】 50,000円 【附加給付】 25,000円	
弔慰金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき	【法定給付】 組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住居又は家財に1/3以上被害を受けたとき	【法定給付】 標準報酬月額の0.5月分～3月分	
傷病手当金	組合員が公務外の傷病で勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬月額×2/3 (1年6ヶ月) 【附加給付】 1日につき 平均標準報酬月額×2/3 (法定給付期間終了後6ヶ月) ※平均標準報酬月額：支給開始月の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬月額の平均額×1/22 (10円未満四捨五入) ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
休業手当金	組合員が法定事由により欠勤したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額の50/100 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
育児休業手当金	組合員が育児休業となったとき	【法定給付】 1日につき 開始から180日目まで：標準報酬日額×67/100 181日目以降：標準報酬日額×50/100 ※給付日額上限あり 支給期間：育児休業に係る子が1歳の誕生日前日まで(一定の要件を満たす場合は延長あり)	
育児休業手当金	組合員とその配偶者の両方が一定期間内に14日以上育児休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×13/100 ※給付日額上限あり 支給期間：支給開始日から最大28日間	
育児時短金	組合員が2歳未満の子を養育するために育児短時間勤務をしているとき	【法定給付】 1支給対象月につき 育児短時間勤務によって減少した報酬額の最大10%	
介護休業手当金	組合員が介護休業を取得したとき	【法定給付】 1日につき 標準報酬日額×67/100 ※給付日額上限あり 支給期間：介護休業の日数を通算して66日を超えない範囲 ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	
出産手当金	組合員が出産のため勤務できないとき	【法定給付】 1日につき 平均標準報酬月額×2/3 支給期間：出産の日以前42日から出産の日後56日まで ※平均標準報酬月額：上記「傷病手当金」と同じ ※報酬が支給される場合は給付額が調整されます	

【給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

年金制度等について（一般組合員のみ）

この春、新たに公立学校共済組合の一般組合員（＊）となられた方もいらっしゃると思いますので、皆さんが加入している年金制度等について改めてお知らせします。

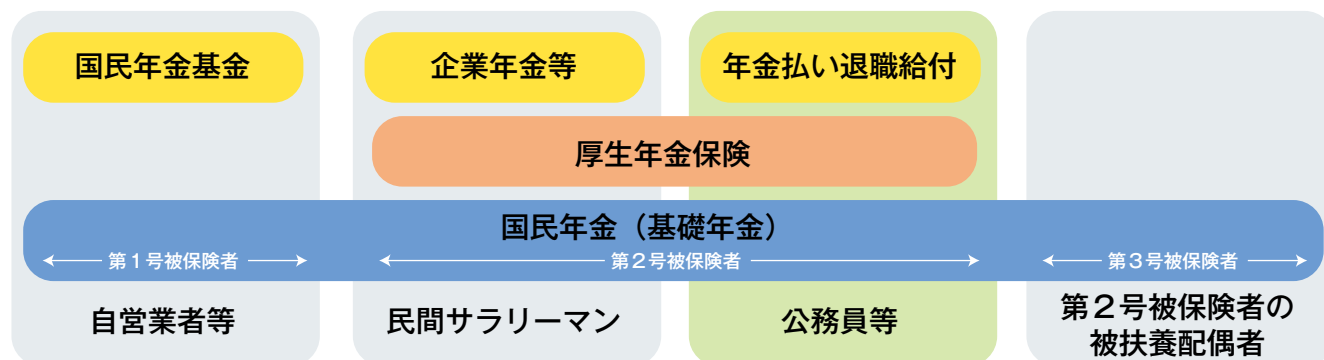
＊正規職員、再任用職員（フルタイム勤務）、任期付職員（フルタイム勤務かつ2か月を超える雇用が見込まれる者）、会計年度任用職員（フルタイム勤務かつ雇用期間が12か月を超えた者）である組合員

〔注意〕短期組合員（一般組合員以外の組合員）の年金制度の管理機関は日本年金機構です。短期組合員の年金についてのお問い合わせは、日本年金機構に行ってください。



公的年金制度の概要

公的年金制度は、**国民年金（1階部分）**と**厚生年金保険（2階部分）**によって構成されています。また、公的年金制度を補完するものとして、**企業年金等の制度（3階部分）**があります。



国民年金

国民年金は、全国民に共通の制度です。被用者年金制度加入者は国民年金制度にも加入することとなり、国民年金制度から基礎年金が支給されます。

国民年金の被保険者の区分

第1号被保険者	自営業者など
第2号被保険者	被用者（民間会社員や公務員など）
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

厚生年金保険

厚生年金保険は、被用者のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。

厚生年金保険の被保険者の区分

一般厚生年金被保険者	民間会社員など
国共済厚生年金被保険者	国家公務員（国家公務員共済組合の一般組合員）
地共済厚生年金被保険者	地方公務員（地方公務員共済組合の一般組合員）
私学共済厚生年金被保険者	私立学校の教職員（私立学校教職員共済の加入者）

制度の詳細等は、公立学校共済組合本部ホームページでご覧いただけます。

■ [トップページ](#) ➡ [共済制度について](#) ➡ [年金制度について](#)



「ねんきん定期便」の送付について

「ねんきん定期便」は、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報を送付するものです。



◆送付時期◆

毎年1回、誕生月に公立学校共済組合本部から一般組合員の方へ送付しています。

なお、2以上の種別の厚生年金被保険者期間をお持ちの方は、年金加入記録の情報の整備に時間を要するため、情報が整備された以降の月に送付する場合があります。

◆表示内容◆

誕生月の年齢	節目年齢の方（封書）		節目年齢以外の方（はがき）	
	59歳	35歳・45歳	50歳以上	50歳未満
表示内容	年金見込額 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続したものと仮定して算出しています。	年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。	老齢年金の種類と年金見込額 現在の年金制度加入条件で60歳まで継続したものと仮定して算出しています。(注)	年金見込額 作成時までの加入実績に基づいて算出しています。
	これまでの年金加入期間・履歴		これまでの年金加入期間	
	これまでの月別状況		最近の月別状況	

(注) 受給資格期間が120月に達していない場合や既に老齢厚生（退職共済）年金が決定している場合などは、年金見込額は表示されません。

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」の添付書類について

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」に、子のマイナンバーを記載した場合、すべての添付書類を省略できるようになりました。

※住民票に加えて、戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書についても、これまでの取扱いと同様に省略することができます。

※情報連携による住民票・戸籍謄（抄）本情報が取得できない場合は、添付書類の提出が必要となります。



【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

令和7年度人間ドック事業のご案内

令和7年度の人間ドック等検診事業を下記のとおり実施します。

詳細につきましては、所属所への通知文書と事業案内冊子及び公立学校共済組合高知支部のホームページでご確認ください。

■人間ドック等検診事業■

組合員を対象として、下記の検診機関で人間ドック等検診事業を実施します。
申し込みの結果（決定・不決定）は、所属所あてに5月下旬頃お知らせします。



◎ドックコース・検診機関名・実施定員・自己負担額◎

検診機関名	検診区分	実施定員(人)	(※) 自己負担額(円)	
			自己負担(A) (互助会補助金対象者)	自己負担(B) (互助会補助金対象外)
四国中央病院	1日	40	7,000	17,500
JA高知健診センター	1日	1,370	7,000	17,500
	婦人	100	3,000	7,200
高知県総合保健協会(中央)	1日	560	7,000	17,500
高知県総合保健協会(幡多)	1日	300	7,000	17,500
いずみの病院	1日	165	7,000	17,500
高知西病院	1日	200	7,000	17,500
土佐市民病院	1日	180	7,000	17,500
中村クリニック	1日	85	7,000	17,500
高知検診クリニック	1日	1,800	7,000	17,500
	婦人	300	3,000	7,200

※1泊及び脳ドックは、令和6年度をもって廃止されました。

(※) 自己負担額について

公立学校共済組合高知支部の人間ドック事業には、一般財団法人高知県教職員互助会・高知市職員厚生会・一般財団法人高知県市町村職員互助会から補助金をいただいています。補助金の有無は互助会ごとに雇用形態等によって異なり、補助金対象者は自己負担(A)、補助金の対象とならない方は自己負担(B)が適用されます。

詳しくは、募集案内の冊子「令和7年度保健事業のご案内(人間ドック等検診事業)」や「令和7年度人間ドック申込書」の裏面でご確認ください。(高知支部ホームページへも掲載しています。)



【人間ドックについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755





令和7年度に実施する保健事業一覧

各事業の詳細は、所属所へ配付している冊子「令和7年度保健事業のご案内」（人間ドック等検診事業）及び（人間ドック以外）、又は支部ホームページ掲載の「福祉事務の手引」をご覧ください。

事業名	事業の内容
人間ドック等検診事業	組合員（任意継続組合員を含む）の健康保持増進及び疾病予防のため人間ドック等検診事業を実施します。
被扶養配偶者婦人検診	30才以上の偶数年齢の被扶養配偶者（女性）を対象に、婦人検診を実施します。該当する方に対して、3月中に申込案内を送付します。
特定健康診査	40才から74才までの被扶養者及び任意継続組合員を対象に受診券を発行します。（受診券は7月中に自宅住所宛てに発送予定です。） 現職組合員については定期健康診断や人間ドックの結果を受領することで特定健康診査に代えます。ただし、事業主が実施する定期健康診断と共済組合が実施する人間ドックのいずれも受診対象とならない方は、特定健康診査の対象となります。（申請により受診券を交付）
特定保健指導	特定健康診査の結果からメタボリックシンドロームのリスクがあると判定された組合員と被扶養者を対象に、保健師など専門家からアドバイスを受けて生活習慣の改善を行うものです。 次の方法により実施しています。（対象となった方には10月頃から順次特定保健指導の利用券を送付します。） ・（株）ベネフィット・ワン（外部委託）による個別訪問又はICT（オンライン）面談 ・人間ドック当日に引き続いて実施 ・県内の実施機関での実施
利用券補助	組合員が高知宿泊所「高知会館」の食事（宴会及びテイクアウト商品を含む）及び会議室を利用したとき、利用料の一部を補助します。なお、会議室料金については公務上の利用は補助対象外です。 利用料1,000円につき500円を補助します。利用1回当たりの補助金額は2,000円を限度とし、年度内の補助金額は3,000円を限度とします。
宿泊施設利用補助	組合員とその被扶養者が高知宿泊所「高知会館」で宿泊したとき、宿泊料の一部を補助します。なお、宿泊費が支給される公務出張の場合は補助対象外です。 1人1泊につき2,500円を補助します。組合員と被扶養者の合計利用回数は年度内に12回を限度とします。
福利厚生代行事業 ベネフィット・ステーション	委託会社である（株）ベネフィット・ワンが提供するベネフィット・ステーションで組合員及びその家族（2親等内）を対象に宿泊施設、フィットネスクラブ、映画館など幅広いメニューでの割引が受けられます。
芸術鑑賞補助	組合員とその被扶養者が指定の展覧会等を利用するとき、入場料の一部を補助します。補助額は展覧会等ごとに異なります。
保育用品配付	出産費及び家族出産費に該当する組合員に対して、保育用品を配付します。
講師派遣事業	所属所や組合員からの依頼に基づき、学校等へ直営病院の医師・臨床心理士等を講師として派遣します。
ヘルスアップセミナー	組合員とその配偶者を対象に、心と体の健康づくりに関するセミナーを開催します。申込案内等については、別途所属所へ通知します。 開催時期：7月～8月（予定）
ライフプランセミナー	組合員を対象に、健康・経済生活・年金等をテーマとした「生涯生活設計」に関するセミナーを開催します。申込案内等については、別途所属所へ通知します。 開催時期：7月～8月（予定） 開催方法：動画視聴形式

特定健康診査、特定保健指導及び福利厚生代行事業等の実施につきましては委託会社に対して必要な個人情報を提供します。個人情報は「公立学校共済組合個人情報保護方針」に基づき、適切に取扱います。

【保健事業についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755



マイナ保険証利用による 高額療養費制度の限度額適用について

医療機関等でマイナ保険証（マイナ保険証利用登録済みのマイナンバーカード）を提示して受診される際は、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額※₁を超える支払いが免除されます。

組合員からの申請に基づき紙で交付している「限度額適用認定証」ですが、**マイナ保険証の利用により、事前申請・提示が不要**となりますので※₂、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※₁：組合員の標準報酬月額をもとに高額療養費の区分が決定されます。

詳細は公立学校共済組合高知支部のホームページ→「福祉事務の手引」→「（手引3）短期給付」→「病気やけがをしたとき」（7）高額療養費をご覧ください。

【注意】前年に育児休業等を取得した、または学生であったなどで前年の収入が少額であった場合は、住民税非課税の場合があります。その場合は、共済組合へ下記の書類を届け出てください。【様式第3-24号及び非課税証明書又は様式第3-60号】

様式は、公立学校共済組合高知支部のホームページ→「各種様式ダウンロードコーナー」→「3. 短期給付」からダウンロードできます。

※₂：医療機関等によってはマイナ保険証に対応していないところもありますので、受診される際は直接医療機関等へご確認ください。

交通事故などにあつた場合はご連絡ください！

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からケガをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手（加害者）が負担すべきこととなっています。

ただし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、共済組合に書類を提出することにより、保険証（組合員証・被扶養者証等）を使用して治療を受けることができます。



※ **第三者の加害行為により保険証（組合員証・被扶養者証等）を使用された場合、公立学校共済組合は加害者が負担すべき医療費（7割～8割分）を立て替えて医療機関に支払うため、後日、公立学校共済組合から加害者（保険会社等）へ請求します。**

ご提出いただく必要書類等については、ご連絡をいただいた際にご案内します。



お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です

組合員または被扶養者の方が次の公費負担医療制度（以下の①・②）の該当者となった場合は、医療機関で支払う医療費の患者負担額（2～3割）が市町村から助成されるため窓口負担が発生しなくなります。このため、共済組合からの医療給付（高額療養費等）は行いません。市町村からの助成と共済組合の給付との二重給付を避けるため、受給者となられた場合は必ず共済組合へ届け出てください。

共済組合への届出が必要な市町村の助成制度

- ①重度心身障害児・者医療・・・「障害医療費受給者証」
- ②ひとり親家庭医療・・・「ひとり親家庭医療費受給者証」

届出書類

①又は②の該当者となったとき	・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号） ・受給者証の写し
①又は②に該当していた方が、該当しなくなったとき	・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号） ・却下通知書の写し等

注意事項

- 該当者となった旨の届出がない場合や、届出が遅れたことにより共済組合から医療給付を受給した場合は、当該給付金を返還していただくこととなります。
- ①又は②の該当者となった場合だけでなく、該当していた方が該当しなくなった場合も届出が必要です。届出が遅れると、本来受けることができた共済組合からの医療給付が受けられなくなることがあります。

（みほん①）

福 障害医療費受給者証		医療機関 提示用
公費負担番号	4 6 * * * * *	
受給者番号	1 2 3 4 * * *	
受給者	住所	780-**** 高知市〇〇町1丁目*-*
	氏名	公立 太郎 男
	生年月日	平成**年**月**日
有効期間	令和**年**月**日から 令和**年**月**日まで	
加入医療保険	34390013 公立学校共済組合高知支部	
発行機関名 及び印	高知県 □□□市長	
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日	

（みほん②）

福 ひとり親家庭医療費受給者証		医療機関 提示用	
公費負担番号	4 3 3 9 * * * *		
受給者	住所	780-**** 〇〇市△△町1-2-3	
	氏名	高知 花子	
	受給対象者氏名	No.	受給者番号
生年月日	性別	有効期限	検印
高知 花子	00 2	*****	
昭和**年4月1日	女	6. 7. 1~7. 6. 30	
高知 一郎	01 2	*****	
平成**年8月10日	男	6. 7. 1~7. 6. 30	
交付年月日		令和6年 7月 1日	
発行機関名 及び印		〇〇〇市長	

こちらの受給者証を交付されたときは、共済組合へ届出が必要です！



【短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813